

地域医療構想策定後の取組について（案）

- 医療法第 30 条の 14において、県は、構想区域ごとに、医療関係者、医療保険者その他の関係者との協議の場を設け、関係者との連携を図りつつ、将来の病床数の必要量を達成するための方策その他の地域医療構想の達成を推進するために必要な協議を行うとされています。
- また、地域医療構想策定ガイドラインにおいては、地域医療構想の策定段階から地域の医療関係者、保険者及び患者・住民の意見を聞く必要があることから、この段階で策定後を見据えて地域医療構想調整会議を設置し、構想区域全体の意見をまとめることが適当であるとされており、本県においても、策定段階である平成 27 年度から地域医療構想調整会議を設置し、議論を重ねてきたところです。
- 策定後、地域医療構想の達成に向けた医療機能の分化・連携にあたっては、医療機関相互の協議と医療機関の自主的な取組により進められることを前提としており、その具体的な進め方については、別紙のとおりとします。
- 一方、地域包括ケアシステムの構築のためには、可能な限り住み慣れた地域で生活を継続することができるよう医療と介護の連携を推進し、医療と介護の提供体制を一体的に整備する必要があり、在宅医療の提供体制については、在宅医療を受ける患者の生活の場である日常生活圏域で整備していく必要があることから、県と市町が役割分担しつつ連携して取り組んでいく必要があります。
- また、「医療計画の見直し等に関する検討会」のとりまとめでは、医療計画、市町村介護保険事業計画及び都道府県介護保険事業支援計画を一体的に作成し、これらの計画の整合性を確保することができるよう、都道府県や市町関係者による協議の場を設置するとされており、今後、さらに協議の場の内容等について検討が行われる予定となっています。
- こうしたことをふまえ、在宅医療体制にかかる具体的な協議の進め方については、その検討結果（平成 29 年 3 月末予定）を待って検討していくこととします。

1 地域医療構想調整会議における医療機関相互の協議

(1) 協議の場のあり方

① 地域医療構想調整会議と個別協議

- ・ 地域医療構想調整会議は、以下の協議を行うため、年1回以上開催する。
 - i 区域の医療提供体制の構築に関する事項
 - ii 区域の病院・有床診療所が担うべき病床機能に関する事項
 - iii 医療介護総合確保法に基づく県計画（地域医療介護総合確保基金の事業計画）に盛り込む事業に関する事項（各構想区域ごとの目標を含む）
 - iv その他、地域医療構想の達成を推進するために必要な事項
- ・ 個別協議は、医療機能の分化・連携に係る協議をより効果的・効率的に進める観点から、テーマを絞るとともに、委員の一部や委員以外の病床を有する医療機関を集めるなどして、適宜開催する。
- ・ 2025年に向けて、地域医療構想調整会議と個別協議を織り交ぜながら実施していくことで、地域医療構想の実現に向けた取組を進めていく。
- ・ 地域医療構想調整会議は、これまでどおり公開とし、個別協議については医療機関の経営に係る情報等を取り扱うことから、原則として非公開とする。

(2) 議論する内容及び進め方（国の検討会において整理）

① 医療機関の役割分担について

- ア 構想区域における将来の医療提供体制を構築していくための方向性の共有
 - (ア) 構想区域における医療機関の役割の明確化
 - ・ 地域における救急医療等を担う医療機関（公的医療機関等）が、どのような役割を担うかを明確化する
 - ・ その他の医療機関については、これらの医療機関との連携や、地域の多様な医療ニーズをふまえ、それぞれの役割を明確化する。
 - (イ) 将来に病床機能の転換を予定している医療機関の役割の確認
 - ・ 地域医療構想の方向性との整合性を確認する。
 - (ウ) 地域医療構想調整会議での検討結果をふまえ、方向性を定め、関係者間で共有
 - (エ) 高額医療機器についても、医療資源の有効活用の観点から協議を実施
 - イ 病床機能の転換や増床に係る計画が明らかとなった医療機関等への対応
 - ・ 地域医療構想との整合性を確認する。
 - ウ 方向性を共有した上で医療機能の分化・連携の推進
 - ・ 各医療機関において、病床機能の転換等を進め、毎年の病床機能報告の結果を共有し、進捗確認を行う。

② 医療機能の分化・連携に向けた方策の検討

ア 将来の医療提供体制を実現するために必要な事項の検討

- ・ 各医療機関がどの医療機能に今後機能転換するかを明確にするほか、充足すべき医療機能について、整備すべきストラクチャー、マンパワー等の見込みや、地域連携パス等に関わる関係者間の役割といった事項についても検討する。

イ 実現するための方策の検討

- ・ 各医療機関の有する医療資源を基に、対応が必要な事項について、医療機器等のストラクチャーの共同利用や、連携によるマンパワーを補う方法等を検討する。

③ 地域住民への啓発

ア 共有した方向性をふまえた医療へのかかり方の周知

(3) 各構想区域で今後議論していくべき課題

各構想区域で議論していくべき課題（テーマ）については、調整会議議長等と事前に協議のうえ決定する。

(4) その他

未稼働病床の整理についても、引き続き病床の稼働状況の把握等の進捗管理を行いながら、地域医療構想調整会議において協議していくこととする。

2 各医療機関の取組と県による支援（策定ガイドライン）

(1) 各医療機関での取組

- ・ 各医療機関は、自らの行っている医療内容やその体制に基づき、将来目指していく医療について検討を行う。
- ・ 病床機能報告制度等により、地域における自院内の病床機能の相対的位置付けを客観的に把握した上で、病棟単位で当該病床の機能に応じた患者の收れんのさせ方や、それに応じた必要な体制の構築などを検討する。
- ・ 併せて、医療機関相互の協議により、例えば、がん入院医療の役割を医療機関の間で臓器別に分担すること、回復期のリハビリテーション機能を集約化すること、療養病床について在宅医療等への転換を進めること等における自院の位置付けを確認する。

(2) 県の取組

① 病床機能報告による現状と地域医療構想における必要病床数との比較

- ・ 病床機能報告制度により、各医療機関が担っている病床機能の現状を把握・分析するとともに、その結果と必要病床数とを比較し、地域全体の状況として把握する。

② 構想区域における医療機能区分ごとの医療機関の状況の把握

- 各医療機関が地域における自院の位置付けを容易に把握できるよう、病床機能報告を基に、構想区域における医療機能区分ごとの医療機関の状況を整理する。その際、主な疾患における分布や、提供されている医療の内容に関する情報など、より検討に適した資料・データとなるように留意する。

③ 地域医療構想調整会議の促進に向けた具体策の検討

- 医療機関相互の協議を進め、不足している病床機能への対応（過剰となると見込まれる病床機能からの転換を含む。）について、具体的な対応策を検討し提示する。

④ 平成 37（2025）年までのP D C A

- 平成 37（2025）年まで毎年、進捗状況の検証を行い、地域医療構想の実現を図る。